

Q

現在、個人事業を営んでいますが、平成 18 年 5 月 1 日に施行された新会社法のもと、私と親族だけが株主である株式会社を設立しようと検討しています。

法人税の規定の中で留意すべき点を、本年度の改正事項を中心に簡単に教えて下さい。

A

平成 18 年度法人税法の改正において、新会社法関係及び同族会社関係の改正事項には、以下のようなものがあります。

1. 役員給与との損金算入の見直し

新会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化される一方、最低資本金制度の撤廃によって個人事業者が法人形態を選択することが容易になりました。

これに合わせて、「役員給与」の損金算入範囲の見直しが行われるとともに、実質 1 人会社について節税目的の法人成りを抑制するために、オーナー社長の報酬について損金算入方法の適正化が図られました。

(1) 役員給与との損金算入範囲の見直し

平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、役員給与の損金の額に算入される範囲の見直しが行われ、以下の役員給与について、損金算入が認められます。

① 定期同額給与（従来の役員報酬）

支給時期が 1 月以下の一定期間ごとであり、かつ、各支給時期における支給額が同額である給与

② 事前確定届出給与（従来の役員賞与）

所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、税務署長に届出をしている給与。

③ 利益連動給与

算定方法が、事業年度の利益に関する指標（有価証券報告書に記載されるものに限る。）を基礎とした客観的なものである等の一定の要件を満たす給与。

(2) 実質 1 人会社の社長給与との損金算入の適正化

実質 1 人会社（正式には特殊支配会社といいます。オーナー社長及び同族関係者が発行済み株式総数の 90% 以上を保有し、かつ常務に従事する役員の過半数を占める会社）が対象となります。

① 損金不算入額

オーナー社長に支給する給与の額のうち経費の二重控除に相当する部分（給与所得控除額相当部分）の金額は、損金の額に算入されないこととなりました。

② 適用除外

所得（課税所得とオーナー社長給与の合計額の直前 3 年以内の平均額）が次の金額以下の場合には、この制度の適用はありません。

- i 所得が年 800 万円以下の場合
- ii 所得が年 800 万円超 3,000 万円以下でオーナー社長給与の占める割合が 50% 以下の場合

2. 同族会社の留保金課税制度の見直し

同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族会社に対して留保控除額を超える部分の金額に 10～20% の税率を乗じて計算した金額が、通常の法人税の額に加算されます。

平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、適用対象となる会社を、従来の同族関係者 3 グループから 1 グループで株式等 50% 超保有の会社のみ限定し、さらに対象となる会社についても、内部留保に対する控除額を大幅に引き上げることで、中小企業に不可欠な内部留保の充実を図ることになりました。

① 適用対象となる会社（「特定同族会社」といいます。）

同族関係者 1 グループで、株式等を 50% 超保有する会社に適用されます。

② 留保控除額

次の金額のうち最も多い金額を留保金から控除します。

- i 所得基準：所得等×50%（大企業等は 40%）
- ii 定額基準額：2,000 万円
- iii 積立金基準：資本金×25%－利益積立金
- iv 自己資本基準：自己資本比率が 30% に満たない場合は、その満たない部分の金額

③ 不適用措置

「中小企業新事業活動促進法」の経営革新計画承認企業には留保金課税制度は適用されません。

（注）1 留保金額とは、所得等のうち留保した金額から法人税等の額を控除した金額をいいます。

2 同族会社とは、株主等の 3 人以下、ならびにこれらと特殊の関係にある個人（配偶者・子等の親族等）および特殊の関係にある会社（株主等が発行済株式の総数の 50% 以上の株式を有する会社）が有する株式の総数または出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総数または出資金額の 50% に相当する会社です。

経営相談事例



< 参考ホームページ >

中小企業税制に関する中小企業庁のホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/index.html>

